

## 京都市英語検定料補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下、「英検」という。）の受験機会の拡大を目指し、もって生徒の英語力及び学習意欲の向上を図ることを目的に、英検を受験する生徒の保護者に対し、予算の範囲内において京都市英語検定料補助金（以下、「補助金」という。）を交付するものとし、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権者、未成年後見人その他当該生徒を養育している者をいう。
- (2) 申請者 英検を受験した京都市立中学校又は京都市立高等学校に在籍する生徒の保護者であって、この要綱による補助金の交付を受けようとする者をいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、前条第2号に定める申請者とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、英検を受験した生徒1人あたりにつき別表に掲げる額を基準とする。

- 2 補助金の交付は、毎年度の英検第2回の受験回について交付することを基本とする。

### (交付の申請)

第5条 条例第9条の規定による申請は、英検の申し込み後速やかに、生徒の在籍する市立学校の校長（以下、「校長」という。）を経由して行わなければならない。

- 2 申請者は、申請を行う際には、補助金の申請、請求、受領、返納その他補助金の交付に関する権限を校長に委任するものとする。

### (決定)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから、速やかに条例第10条各項による決定をし、校長を経由して、その旨を申請者に通知するものとする。

### (補助金の交付)

第7条 補助金の交付は、校長を通じて行うものとし、現金で支給する。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

### (実績報告)

第8条 校長は、前条に規定する交付を受けた場合は、速やかに条例第18条の規定による実績報告を行わなければならない。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項及び書類は、学校指導課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から実施する。

## 京都市英語検定料補助金 補助額一覧

受検級	検定料※	補助額
1級	8,400円	3,400円
準1級	6,900円	2,900円
2級	5,000円 (4,600円)	1,600円
準2級	4,500円 (4,100円)	1,600円
3級	3,200円 (2,800円)	800円
4級	2,100円 (1,600円)	600円
5級	2,000円 (1,500円)	500円

※下段（ ）は準会場校での検定料。